

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

第2号

日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

日本弁護士連合会内 TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/> 2005年4月

新仲裁法と各機関規則の改正

研究部会 出井 直樹

新仲裁法が2004年3月1日に施行され、日本の仲裁の新しい時代がスタートした。日本仲裁人協会研究部会では、2004年5月12日、7月7日の2回にわたり、仲裁分科会、ADR分科会合同で、新仲裁法施行に合わせた各仲裁機関の手続規則の改正をまとめてとりあげ、それぞれの改正の内容を紹介すると共に、さまざまな観点から議論した。本報告は、研究会当日のプレゼンテーションおよび会員の議論の中からいくつかの重要なものを報告者なりにまとめて紹介・報告するものである。

1 機関規則の仲裁法上の位置付け

新仲裁法は、当事者自治ができるだけ尊重し、仲裁法の強行法規に反しない限り、当事者が合意で自由に手続的な事項を決められるような法制になっている。仲裁法の条文のうち「当事者間に別段の合意がない限り」「当事者間に別段の合意がある場合には」などと規定されているのは、任意規定であることを示し、当事者間で仲裁法の規定と異なった手続を決めることが可能である。また、仲裁法に規定のない事項についても、原則として当事者間の合意で決めることが可能である。

ここで言う「当事者間の合意」には、仲裁合意の中での取り決め、仲裁合意とは別のアドホックの当事者間の取り決めも含むが、当事者が合意した仲裁機関の手続規則も含まれると解されている¹。実際には、機関仲裁の場合、仲裁合意の中で、あるいはアドホックに、当事者が手續の細かなところまで合意することはまれであるから、仲裁の手續を論ずる際に仲裁機関の手続規則がまず参照されることが圧倒的に多い。また、仲裁手續を実施する仲裁人も、機関規則を第一のよりどころとして、手續上の判断を行い仲裁手續を指揮することになる。

その意味で、機関規則の内容とその解釈・運用は、新仲裁法と同様、実務に大きな影響を与えるものである。

2 機関規則改正の方向性

各機関の性格に応じてさまざまであるが、共通項を取り出すとすると、以下のような点になるのではないか。

¹ 新仲裁法のベースとなった UNCITRAL 模範法 2条 e 項に明記。

- A 仲裁法の強行規定に反するものを法に合せて修正
- B 仲裁法の任意規定のうち実務に合わせて修正しておきたいもの
- C 仲裁法の規定をそのまま機関規則に取り込んでおいた方がよいもの
- D 用語を仲裁法に合わせた方がよいもの

(1) まず、仲裁法の強行規定に反するものがもある場合には、法に合致するように修正する必要がある。強行規定であるから、機関規則のそれに反する定めは無効となるわけだが、無効な規定をそのままにしておくのは、やはり機関規則としては不適当であろう。

もっとも、このカテゴリーにあてはまるものは、それほどない。強いてあげるとするなら、以下のような事項である。

- 仲裁判断書の必要的記載事項に仲裁地が加わった（仲裁法 39 条 3 項）ので、それを機関規則の仲裁判断書記載事項を定める条文に追加すること。
- 多くの機関規則では、申立ての取下げは相手方の同意を要件としていたが、新仲裁法で正当な利益がない場合には相手方の同意なく取下げができることとなったので（仲裁法 40 条 2 項 1 号）、それに合せて修正すること。

(2) 仲裁法の任意規定のうち、実務に合わせて修正しておいた方がよいものもありうる。

例えば、新仲裁法では、仲裁人の和解勧試は当事者双方の承諾がある場合に限定され、かつその承諾は原則として書面によるべしとされている（仲裁法 38 条 4 項、5 項）。和解勧試に当事者双方の承諾を要するとする部分は強行規定であるからやむをえないが、承諾に書面を要求する部分は、これまでの多くの機関での実務と異なっている。承諾に書面を要するとの部分は、任意規定であり当事者の別段の合意を許すので、多くの機関では「承諾には書面を要しない」との規定を規則に盛り込んで仲裁法の任意規定を修正している²。

また、忌避手続については、仲裁法のデフォルトルールは、当該仲裁廷が忌避に理由があるかどうかを第一次的に判断することになっている（仲裁法 19 条 2 項）が、これはアドホック仲裁にも対応できるようにということで規定された任意規定であり、機関によっては仲裁廷とは別の機関が判断するとして、法のデフォルトルールを修正しているものもある³。

(3) 機関規則に規定のない事項であって法に規定のあるものは、原則として法の規定が適用されることとなる⁴。極論すれば、これらの事項は法が規定しているのだから、あえて規則で規定するまでもないとも言える。しかし、当事者や仲裁人が規則と仲裁法の両方を常に参照しなければどのような手続になるのかわからないということでは困る。規則を見ればだいたいのことは規定されているというようにしておいた方がよい。従って、このカテゴリーの事項のうち、手続上割と頻繁に直面するものについては、多くの機関で、法の規定を可能な範囲で規則に取り込むということが行われている。

例えば、利害関係情報の開示については、仲裁手続で例外なく遭遇する手続であるから、多くの機関

² 建設工事紛争審査会、海運集会所を除く。建設工事紛争審査会では、当事者の承諾を当事者双方の了解のもとで調書に記載する扱いをする予定との報告があった。

³ 例えば、第二東京弁護士会は、仲裁センター運営委員会委員長の指名する 3 名の委員が決定するとしている。日本商事仲裁協会は、忌避審査委員会に諮ったうえで、協会が決定するとしている。

⁴ 強行規定はもちろん、任意規定で「当事者間に別段の合意がない限り」としていわゆるデフォルトルールを定めているものは、それが適用されることになる。他方、任意規定のうち「当事者間にその旨の合意がある場合には」と規定しているもの（例：仲裁法 42 条）は、除かれることになる。

で法の規定をそのまま入れている。もっとも、利害関係情報開示に関しては、仲裁法 18 条 3 項にいう「自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実」がどの範囲までを指すかが不明確であるという点が問題であり、いくつかの機関では、ガイドラインを策定中である⁵。

同じく強行規定のうち消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の特則（仲裁法附則 3 条）に関しては、機関により取扱いが分かれている。東京弁護士会は規則中に規定しているが、日本商事仲裁協会、海運集会所の規則には規定がない。また、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、建設工事紛争審査会では、規則中に規定を設けず、実務マニュアル等での対応にとどめている。

任意規定のうち、暫定的保全措置についても、多くの機関が規定している。

(4) 用語の問題では、新仲裁法で採用された「仲裁廷」という言葉を使用するかどうかという問題がある。「仲裁廷」とは、仲裁の審理を行う 1 人の仲裁人または複数の仲裁人の合議体である（仲裁法 2 条 2 項）として、個々の仲裁人ともまた仲裁機関とも区別されたものとして観念される。この点は、各機関で対応が分かれた。日本商事仲裁協会、海運集会所、東京弁護士会、第一東京弁護士会は、仲裁廷という言葉を使用したが、第二東京弁護士会は、仲裁廷という言葉を使用しなかった⁶。

3 研究部会で議論されたいくつかの点

(1) 新仲裁法のもとで各機関の仲裁人の職権証拠調べはどうなるか

新仲裁法は旧公示催告仲裁法の職権探知主義を規定した条文を有していないので、新仲裁法は職権主義を排したないしそれに否定的であると解して、特に弁護士会仲裁センターの実務との乖離が生じないかが問題とされた⁷。

弁護士会仲裁・和解あっせんでは、仲裁人・あっせん人が当事者に知らせることなく職権で独自に証拠を収集したり、現場に赴いて見分したりすることがあり、それが仲裁の機動性・柔軟性であるとも言われることがある。しかし、少なくとも仲裁手続に関する限り、仲裁法の規定に従わなければならない。すなわち、口頭審理において判断の基礎となる資料を見分等する場合には、両当事者にあらかじめ知らせ、またその内容を両当事者が知ることができるようにしなければならない（仲裁法 32 条 3 項、5 項＝いざれも強行規定）。この趣旨からすれば、当事者に知らせないで仲裁人だけこっそりということはできない。しかしこれは仲裁法の個別の条文の問題、さらには事実認定、審理方法の適否の問題であり、職権主義かどうかの問題ではないのではないかとの意見も出された。

(2) 仲裁人の免責条項

新仲裁法では、免責規定を法律に設けることについて議論はあったが、法律には規定しないこととされた。日本商事仲裁協会では、今回の改正で仲裁人の責任の免責規定（故意・重過失を除く）を設けた。また海運集会所は従前より免責規定（全面免責）を持っている。弁護士会仲裁センターは免責規定を有

⁵ 建設工事紛争審査会では、すでに詳細な参考例を作成している。弁護士会仲裁センターでも策定中。

⁶ 弁護士会仲裁センターのように、和解あっせんと仲裁と両方行うことが予定され、かつ和解あっせんから仲裁への移行も予定される機関において悩ましいのは、仲裁について仲裁廷という言葉を使うのであれば、和解あっせんについてもそれに相当する言葉を用いなければならないのではないかということである。結局第二東京弁護士会は、そのような問題もあって、また仲裁廷という言葉がなじみがない、あるいは裁判所を連想させるという理由で、この言葉を使わなかった。従って、第二東京弁護士会の規則上「仲裁人」とあるのは、個々の仲裁人のことを意味する場合もあれば、法律上の仲裁廷を意味する場合もあるということになる。

⁷ この点については、旧法は民事訴訟法の包括準用の規定があったために職権探知の規定が意味を持ったが、新仲裁法はそもそも民事訴訟法の包括準用自体を排しているので、職権探知の条文がなくとも、必ずしも職権探知を禁ずると読むべきではないとの解釈論もありうる。

しない。

仲裁人の免責規定については、仲裁人の任務遂行は委任契約ないし委任契約類似の契約に基づくと考えられるが、なぜ免責ないし軽過失免責が正当化できるのかが問題となる。委任契約、特に弁護士が受任者となる委任契約では、一般よりも高度の注意義務が課されるべきではないかとの意見も出されたが、他方仲裁人は相争う当事者の間に入つてこれを裁くという困難な任務を遂行しなければならないので政策的に免責合意をする合理的な理由があるとの意見も出された。

また、いずれにせよ故意・重過失まで免責してしまう全面免責は、民法の一般理論からしても公序良俗に反して無効であると解すべきである⁸との意見も出された。そうすると海運集会所等全面免責の規定は行き過ぎ（あるいは気休めにしかならない）ということにもなりうる。しかし、他方、海運集会所の仲裁は狭い業界での仲裁であり、仲裁人を免責する商慣習のようなものがあるとは考えられないかとの指摘もあった。

(3) 代理人弁護士の費用の賠償

日本商事仲裁協会および海運集会所では、このたび弁護士費用の全部または一部を負けた当事者の負担としうるとの趣旨の規定を入れた⁹。この点は、新仲裁法には規定されなかつたが、各国の仲裁機関の規則を見ると、多くの機関で弁護士費用も費用分担の対象に含まれるとしている。上記二つの機関では、このような国際標準に合わせるために、弁護士費用の負担を規定した。実務上は大きなインパクトを持つ改正であると言える。

また、弁護士費用以外の専門家の費用（私鑑定、expert witness の費用等）も含まれるのかも今後の課題である。弁護士費用を確定する手続についても今後の実務の課題である。ICCなどでは、審理終結時に両当事者に弁護士費用明細書（Memorandum of Fees）を出させる取り扱いとなっている。

(4) 規則と個別の合意の関係、仲裁廷の手続上の判断の関係

まれではあるが、仲裁合意の中に手続合意がある場合、アドホックに手続合意がある場合に、これら個別の合意と機関規則との優先関係が問題となる¹⁰。合意の意思解釈の問題であり、ケースバイケースの判断となろうが、原則として、個別の合意は一般合意に優先するので、これら個別の合意の方が機関規則に優先すると解すべきであろう¹¹。しかし、機関規則には、このような当事者の合意の効力を制限するものもある。例えば、日本商事仲裁協会の規則では、そのような合意は仲裁廷の同意を条件に効力を有するとしている。第二東京弁護士会の規則は、当事者の合意は規則の趣旨を害するものであつてはならないとする¹²。

規則に規定のない事項については、仲裁廷が手続的事項を適当に定めることができると解される。ただし、仲裁法（任意規定を含む）に反してはならない（仲裁法 26 条 2 項）。

⁸ 消費者契約法 10 条の適用がある場合は当然として、それ以外の場面でも無効であり、その効果として軽過失免責の条文も存在しないことになるとの理論。

⁹ 仲裁合意や契約中の損害賠償を定める条項中に弁護士費用も含め賠償請求できるという規定がある場合、あるいは不法行為に基づく損害賠償請求等解釈上損害の一部として弁護士費用の賠償が認められる場合は、このような規則の規定にかかわらず、弁護士費用の賠償が損害賠償として認められる（実体上の請求の問題として処理）。今回の規則改正は、そのような状況になくとも、仲裁の費用分担の一部として弁護士費用の賠償が実現されうるというものである。

¹⁰ 当当事者の合意は仲裁法の強行規定に反することはできないのは当然である（仲裁法 26 条 1 項）。

¹¹ アドホックの合意の方が仲裁合意の中での合意よりも優先すると考えるのが一般的だろう。

¹² このような条文を有する規則を当事者が合意しているのだから、このような条文も一般に有効であると考えられる。

(5) その他の課題

さらに、①証拠開示・文書提出命令（日本商事仲裁協会規則第37条）、②守秘義務（当事者、代理人の守秘義務を含む）、③仲裁と第三者の関係（訴訟における訴訟告知や参加的効力に相当するものが仲裁でも考えられるかを含む）といった点についても議論がなされた。実務上も理論上も重要な課題であり、今後の研究部会における検討課題の候補としたい。

4 終わりに

1で述べたように、機関規則は仲裁法とならんで、いやそれ以上に、実務のよりどころとなり、実務のスタンダードを決めるものとなる。規則は一面では法を具体化し、一面では法を修正し、また一面では法を先取りする。法もそうであるが、規則も固定化してはならないのであって、今後各機関の特色に応じた実務の展開からフィードバックを受けて、必要な改正を検討していくかなければならない。その蓄積が実務の発展につながり、また法改正につながっていくものと期待する。

東京弁護士会あっせん・仲裁手続規則改正

東京弁護士会(<http://www.toben.or.jp/consultation/assen/index.html>) 園 高 明

東京弁護士会あっせん・仲裁センター（今般、東京弁護士会紛争解決センターに改称）は、新仲裁法の施行に伴い、あっせん・仲裁手続規則を全面的に改定した。

旧規則は、仲裁を、あっせん手続のなかで、仲裁合意が成立した場合の制度として位置づけ、あっせん手続に関する規定と仲裁に関する規定とが分離・整備されていなかったので、両手続に共通の事項を総則にまとめ、あっせん手続、仲裁手続は別章に規定することとした。このような改定の基本方針に則り、仲裁手続は仲裁法に合致するように規定を整備した。

主なものは以下のとおりである。

- (1) あっせん手続から仲裁手続への移行（規則21条） あっせん人が仲裁人となる場合には当事者の書面による同意を得る必要があるとし、手続移行の明確化を図った。
- (2) 利害関係情報の開示義務（規則22条、法第18条3項） 利害関係情報開示書を用意し、利害関係がないことを当事者に示すこととした。
- (3) 忌避事由及び忌避手続（規則23条、24条、法第18条1、2項、第19条） 忌避の判断は仲裁廷ではなくセンターが行うとした。具体的にはあっせん仲裁委員会の委員3名で構成する審査会で審査、裁定することとした（手続細則16条）。
当然、忌避理由なしの決定に対する裁判所への忌避申立てはできる（法第19条4項）。
- (4) 解任請求（規則11条） 法第20条による当事者の裁判所に対する仲裁人解任請求権が規定されたが、当事者にセンターに対する仲裁人の解任請求権を認め、裁判所の関与によることなく、センターで解決できるようにしておく規定とした。
- (5) 仲裁廷における和解（規則27条、法第38条4項） 仲裁手続きで和解を試みる時は当事者の同意が要件となるが、この同意は口頭でも足りるとし、書面は不要とした（法第38条5項）。
- (6) 仲裁判断書の送付（規則28条、手続細則15条、法39条5項） 裁判所の送達（法第12条2項）と区別する意味で「送付」と改めた

(7) その他、仲裁手続終了の明文化（規則 29 条、法第 40 条）仲裁権限の判断（規則 30 条、法第 23 条）、保全措置（規則 31 条、法第 24 条）、消費者と事業者との間に成立した仲裁合意の効力の特則の定め（規則 32 条、法附則第 3 条）を明文化した。

一弁仲裁センターにおける実務上の留意点

第一東京弁護士会(http://www.ichiben.or.jp/13_chusai/frame_set.html) 渡部 晃、澤田 行助、一場 和之

仲裁手続と和解手続： 仲裁法の制定を機に規則の全面的な見直しを行い、取扱件数の多くを占める和解手続にかかる具体的規定を整備した。一弁仲裁センターにおける手続を希望する場合には、「仲裁等申立」を行う。①仲裁合意書が提出されれば、その時点から仲裁手続が開始するが(14 条)、②仲裁合意がない場合であっても和解手続を開始する(37 条)。和解手続中に仲裁合意書が提出されれば、和解手続から仲裁手続に移行する(43 条)。この場合、和解手続を進行していた仲裁人予定者が仲裁人に就任することも可能であり、また、和解手続において提出された主張・証拠は仲裁手続においても維持することが可能である(43 条IV・V)。なお、消費者が仲裁合意書を添付せずに仲裁等申立をしたのに対し、事業者が仲裁合意書を提出した場合には、消費者が仲裁申立をしたと解する余地がないわけではない。しかし、このような場合は、消費者保護という制度趣旨からして仲裁法附則 3 条 2 項但書には該当せず、消費者は仲裁契約を解除できると解釈している。

仲裁人の利害関係情報の開示(19 条)： 利害関係情報に該当しうる事項の一覧を記載した書式を作成した。当該書式は、該当事由がある時にのみ当事者に交付する扱いである。

和解及び和解勧試(28 条)： 和解勧試にかかる当事者の承諾は口頭で足りることを明文化した。ただし、将来の疑義を防ぐために、承諾があったことは期日調書に記載することとしている。

その他： 仲裁法の制定を機に整備した主要な規定としては、上記のほか、①仲裁人の忌避(18 条)、②審理(22 条)、③仲裁判断書の作成及び記載事項(30 条)、④和解における合意を内容とする決定(31 条)、⑤仲裁手続の終了(35 条)、⑥(和解手続における)事情の聴取(40 条)の各規定がある。

第二東京弁護士会手続規程の改正

第二東京弁護士会(<http://www.niben.jp/or/chusai/index.html>) 出井 直樹

第二東京弁護士会仲裁センターは、このたび仲裁法の施行に伴い、手続規程全般を見直すこととした。改正点は多岐にわたるが、重要なもののみ報告する。なお、二弁仲裁センターは、2000 年の規則改正で仲裁合意のある仲裁手続とそれがない和解あっせん手続を明確に分ける大改正を行ったが、総則規定(仲裁人・あっせん人に関する規定もこの中に規定)は両者に共通であること、和解あっせんから仲裁への移行や和解的仲裁判断(仲裁法 38 条決定)については、和解あっせんの章に規定されていることから、全面的見直しとなった。

(1) 利害関係情報開示：仲裁法 18 条 3 項、4 項と同一の条文を規定。強行規定であるが、仲裁手続で必ず直面する問題であるので、規定を置いた。何をもって「公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実」とするかは、今後の解釈・運用に任されることになる。二弁では、主として建設工事紛

争審査会の基準を参考に、開示や回避の基準を策定中。なお、適用対象は仲裁人だけであり、あっせん人については適用がない。

(2) **仲裁人の忌避**：これまで規定はなかった（しかし公示催告仲裁法の規定により、忌避は可能であった）が、仲裁法18条1項、19条に従い、規定を置いた。ただし、忌避審査の透明性確保の見地から、忌避理由の有無の審査は運営委員会委員長が指名する3名の委員の合議で行うこととして、その限度で仲裁法の規定を修正している。

(3) **仲裁手続中の和解**：仲裁法38条4項、5項によれば、仲裁手続中の和解は両当事者の書面による承諾がある場合に限りできることになっているが、手続の実情に合わせて、この承諾は口頭でもよいことを明記し、仲裁法の規定をその限度で修正。

(4) **仲裁判断書の記載事項**：仲裁法39条4項で仲裁地の記載が仲裁判断書の必要的記載事項となったので、これに合わせて修正。

(5) **その他**：仲裁廷の権限の判断（仲裁法23条に相当）、暫定的保全措置（仲裁法24条に相当）の規定を確認的に設ける等、仲裁法に合わせた改正を行った。

(6) **仲裁廷という言葉**：仲裁法で使われている「仲裁廷」という言葉は用いなかった。このため規程上「仲裁人」と言うとき、個々の仲裁人のことを指すのか、それとも仲裁法上の仲裁廷を指すのか、両方の場合があるということになり、解釈上の問題を残している。

(7) **消費者仲裁等**：立法の際に大きな議論になった消費者や労働者を当事者とする事前の仲裁合意に基づいて事業者等から申し立てられた場合に関しては、手続規程上は規定を置かず、運用（実務マニュアル等）で対応することとした。

中央建設工事紛争審査会(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/funcho/funcho.htm>)

中央建設工事紛争審査会委員 廣田 尚久、JAA事務次長 一場 和之

中央建設工事紛争審査会審査内規の改正に加え、建設工事紛争審査会紛争処理手続実務必携を改訂した。以下は改訂のポイントである。

・発注者と設計管理者間の紛争について、発注者と請負人間の紛争に付随する場合には、設計監理者を当事者に加えることを認めた。もっとも、設計監理者を当事者とする仲裁を行うには、設計監理者との間にも有効な仲裁合意があることが必要である。

・仲裁法では、相手方への通知時が仲裁手続の開始時となるのが原則だが（仲裁法29条）、紛争処理手続の開始時期は、当事者から申請がなされた時であり（建設業法25条の15）、この時点で時効中断効が生じる。また、迅速処理の観点から、あえて委員指定を待って仲裁委員の合議体（仲裁委員会）として答弁書の提出期限を通知する必要はないとした。これは、申立人陳述に相当する事項は申請書に記載されることに鑑み（建設業法25条の10、建設業法施行令13条）、仲裁廷が申立人陳述の期限を定める旨の仲裁法31条1項及びこれを受けた2項は紛争処理手続には適用されないと解釈に立つものである。

・委員指名の際の規定を整備した。公正性・独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実に係る開示事項については、必要に応じ他の仲裁委員等の意見も聞いて開示の要否を判断する。仲裁委員会による忌避に関する決定の際には、資格審査委員会の意見を聴くことができる（2条の2）。

・和解勧説に関する承諾につき、承諾は審理調書に記載するにとどめることに当事者双方が同意した場

合には、その旨を審理調書に記載すれば足りる(承諾は必ずしも書面による必要はない)。

- ・口頭審理等仲裁判断に必要な調査を終了した時点を仲裁判断の必要的記載事項とした(15条)。
- ・和解的仲裁判断について、和解条項のみでは既判力の範囲が明確にならない場合があるため、必要な範囲であえて事実を記載することを要するケースがあることを明記した。

その他に、仲裁委員会成立前の終了通知、仲裁判断書の写しの送付、職権証拠調べと当事者への手続保障、国際的事案への対応、消費者仲裁合意への対応について改訂を行った。

日本商事仲裁協会の商事仲裁規則の改正について

社団法人 日本商事仲裁協会(<http://www.jcaa.or.jp/>) 中村 達也

日本商事仲裁協会（以下「協会」と略称する）は、仲裁法の制定に伴い、商事仲裁規則を全面改正した。平成9年以来の改正である。今般の改正は、UNCITRAL国際商事仲裁模範法を採用し旧法の内容を全面的に改めた仲裁法の規定を盛り込むとともに、諸外国の国際仲裁機関の仲裁規則を参照しつつ、実務上の不備を改善することを主眼とした。規則を改正するに当たっては、国際商事仲裁に造詣の深い学者、実務家13名から成る商事仲裁規則改正委員会を協会に設置し（座長：青山善充明治大学法科大学院教授）、同委員会で検討のうえ改正規則案が作成された。

改正規則に取り入れられた仲裁法の規定には次のものがある。仲裁合意の書面性（規則5条、法13条2項から5項まで）、仲裁廷の長の選任（規則6条3項、法37条1項）、被申立人の所在が不明な場合の通知方法（規則15条2項、2条2項、法12条5項）、仲裁人候補者・仲裁人の開示義務（規則28条2項、3項、法18条3項、4項）、手続の基本原則（規則32条2項、法25条）、仲裁権限の有無についての判断（規則33条、法23条）、仲裁廷による鑑定人の選任（規則38条、法34条）、仲裁判断の基準（規則41条、法36条）、仲裁地と仲裁手続実施地との関係（規則42条、法28条）、仲裁廷による和解の試み（規則47条、法38条4項、5項）、暫定的保全措置（規則48条、法24条）、仲裁手続の終了（規則50条、法40条）、仲裁判断の訂正・解釈・追加（規則56条、57条、58条、法41条、42条、43条）。これらは、仲裁法の規定と重複するが、仲裁手続を仲裁法の規定を参照せずとも規則だけで実施しうる自己完結型規則を指向するものである。

また、主にICC、LCIA、AAA、ストックホルム商業会議所仲裁裁判所、シンガポール国際仲裁センターの仲裁規則を参考し、主に次の点を改めた。仲裁地が日本国外にある仲裁も規則の適用対象とし（42条1項）、外国仲裁法による手続を可能とした。仲裁廷の成立前における協会による手続続行権を明文で規定した（16条）。反対請求の申立期限を短縮し、答弁書の提出期限と合わせた（19条1項）。仲裁人の忌避手続については、協会が忌避の当否を判断、決定する（29条）。非居住者である仲裁人の費用は、原則としてその選任した当事者の負担とする規定を廃止した（旧規則28条）。規則の改正と併せて、仲裁人名簿（9条）に日本に居住していないが、国際仲裁で活躍している専門家を加え、当事者の便宜を図った。手続の迅速を図るため、仲裁廷が審理手続予定を策定する（32条5項）。証拠調べに関し仲裁廷が当事者に対し文書の提出を命じることができる（37条4項、5項）。仲裁人、協会の役員、職員が、故意または過失による場合を除き、免責される（13条）。仲裁廷が代理人の弁護士費用を仲裁費用にすることができる（72条）。

以上が主な改正点である。この改正により国際的にも通用する規則になったと考えるが、実務の運用

を通して不備な点は更に改正していくことになる。また、今般の改正では、当事者の守秘義務、仲裁判断の非公開は、旧規則の内容をほぼ維持したが（40条）、仲裁判断の非公開については、国際的に、その透明性、予測可能性を確保する必要から仲裁機関がそれを公表するという方向の動きがあり、この点についても今後改正のための検討が必要となるように思われる。

日本海運集会所仲裁規則改正について

社団法人 日本海運集会所(<http://www.jseinc.org/>) 専務理事 松元 俊夫

日本海運集会所(JSE)海事仲裁委員会(TOMAC)では、仲裁法の施行に伴って仲裁規則を改正した。主な改正箇所は以下のとおりである。

- 1. 仲裁人の選任と開示** 当事者の意向を尊重して TOMAC が仲裁人を選任する方法から、当事者がそれぞれ指名し、指名された仲裁人が第三仲裁人を指名する方法に改めた（15条）。また、仲裁人の継続的開示義務につき、仲裁法 18条 4項に合わせた規定を追加した（19条 2項）。
- 2. 迅速な手続** 当事者の代理人が仲裁廷による書面の提出指示に対してしばしば延期の上申書を提出し、或いは仲裁人と当事者又は代理人の都合が合致しないことが重なって、手續が遅延することがあるので、口頭審理を行うときは第1回の審理の際に、行わないときは提出書面に基づいて、争点や提出予定の証拠、手續の日程などにつき、仲裁廷が当事者又はその代理人との間で確認し、手續を迅速に進行すべきことを仲裁廷と当事者双方に課した（24条）。忌避審査委員会についても、原則として委員会設置後 30 日以内に結論を出すこととした（20条 3項）。
- 3. 時効の中止** 仲裁法 29条 2項で仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずることが明定されたので、この点について規定した。特に郵送された仲裁申立書が休日に TOMAC に到着したような場合、受理するか否かの判断が翌営業日になるので、そのような事情を考慮した（7条 2項）。
- 4. 代理人費用の回収に関する規定** 法律によって代理人の弁護士費用を敗者負担とすることが可能な国があるが、新法は弁護士費用に関する敗者負担の規定を設けなかったので、規則では、当事者の申立てがあれば、仲裁廷の判断で合理的な範囲内の額について回収できる規定を新設した（44条 2項）。
- 5. 仲裁人等の免責** 1996 年に「委員会、仲裁人及び事務局は、仲裁手続及び仲裁判断につき、一切の民事責任を免除される。」という規定を設けた（29条）。研究会の席上、仲裁人の故意重過失の場合にまで免責されるというのは、認められないのではないか、という発言があったが、故意重過失の疑いがあって当事者に損害が生ずるおそれがあれば、このような規定（当事者間の合意）に拘らず、裁判所に対して仲裁判断取消し又は損害賠償の訴えがなされるであろう。仮に故意重過失がある場合を除くと規定すると、仲裁委員会に対して不要な申し出がなされるおそれもあるので、あえて「一切の民事責任を免除する」という規定になっているのである。

6. その他

その他、書面審理、第三者の手続参加、手續の併合などの規定を設けた。

なお、日本人は、契約締結後であっても契約内容の変更を相手方に求めたり、紛争が発生しても交渉と示談による解決のために最大限の努力をすることは多くの方から指摘されている。その結果、仲裁件数は諸外国に比べて極めて少ないから、専ら仲裁を職業とする仲裁人がいないのである。経験豊富な良い仲裁人が少ないと仲裁件数が少ないのではないと思う。少なくとも TOMAC は、仲裁人としての経験

が少ない人が選任された場合でも、手続の進行に問題ないよう事務局員が助言し、手續を円滑に行うよう補佐して日本から国際仲裁が外国に出ていかないよう努力しているつもりである。

また、海事仲裁というと、狭い業界内の争いを解決するものと考えられやすいが、JSE の会員が仲裁の当事者になる場合よりも会員外の当事者間で争われる場合の方が多いこと、「海事」は海上運送契約や傭船契約に限られるものではなく、船舶売買、船舶金融、複合運送証券など非常に広いものである。

仲裁規則はウェブサイトを参照されたい。<http://www.jseinc.org>

期待される中国国際仲裁の前進

中国での国際仲裁の実施では、長らく中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)が独占的地位を占めていたが、近年地方に多数作られた地方委員会のなかの若干の有力委員会(たとえば北京仲裁委員会)も国際事件を扱うようになり、またもし仲裁判断の執行が必要になった場合はニューヨーク条約に基づく中国での執行を求めるとしての中国外での仲裁も増加したようである。CIETAC 取扱事件数が頭打ちになっているのは、こうした競争によるとされ、CIETAC は依然最多数の事件を扱っているが、競争への対応として、規則改正等体制の改善も真剣に考えられるにいたった。2005 年春には規則の重要な改正が予想されており、その内容が注目される。この時に当たり日本仲裁人協会は二回にわたり、中国仲裁の造詣深い外からの観察者二名の講演会を開くことができた。その一つは 2004 年 7 月のミシガン大学ウィトモア・グレイ名譽教授の講演であり、いまひとつは北京で約 3 年半実務に携わってきたデイヴィッド・リヴァーラ弁護士が 2005 年 2 月に行なった講演であった。

グレイ教授の講演は、中国仲裁に的を絞ったものではなく、「国際仲裁において適用される準拠法の具体的内容」であったが、そのなかで中国で経験されているであろう困難についても触れられた。CIETAC では、当事者が仲裁条項で中国法以外の準拠法を指定することを許容しており、仲裁規則では仲裁廷の判断は、法律[適用法律のこと]と契約条項に従い、公平合理原則を守りつつ、国際慣例を参考にしてくされることとなっている(53 条)。CIETAC では多数の若く有能な局員を擁する秘書局が「仲裁委員会的日常事務」を処理する(9 条)。仲裁判断は当然仲裁人が作成することになっているが、中国仲裁人が必ずしも法律の造詣が深いといえず、秘書局の貢献が大きくなる場合特に CIETAC の認めるさまざまな外国法が準拠法となる場合、その作業は容易でなかろうと指摘された。たしかに、たとえば ICC 国際仲裁裁判所は、世界の多様な法系で訓練を受けた幾十人の委員、職員を擁して多様な準拠法に対応できるが、CIETAC にはそういう体制はない。

リヴァーラ弁護士の講演内容は、参加会員に配られた美しい装幀の講演記録に詳しいが、CIETAC が、過去にその仲裁体制改善努力を重ねてきたことを評価した。たとえば CIETAC が、外資企業を含む中国で設立された二法人間の紛争を扱えるようになったとか、国内事件とされる事件では仲裁人はすべて中国人となるが、2001 年以降国際事件の仲裁人候補者として香港、台湾の人と外国人 200 人余が名簿に登録されるようになったなどである。他方いくつもの問題もあるとして、米国の中国法権威、ジェローム・コーベン元ハーバード大学教授が CIETAC の改善すべき以下 10 点を掲げた論文を紹介する(Cohen, J., Time to Fix China's Arbitration, Far Eastern Economic Review 31-37 (Jan. 2005))。

1. CIETAC は、その職員を仲裁人に起用すべきでない
2. 第三仲裁人(仲裁廷長)は第三国の国民であるべきだ
3. 第三仲裁人は対象取引の知識を持つ法律専門家とすべきである
4. CIETAC は、同一仲裁人

が同時に扱う事件数を制限すべきである 5. CIETAC は、仲裁人が他の CIETAC 事件で代理人を務めないようすべきである 6. 仲裁人も代理人も利害競合を完全に開示すべきである 7. CIETAC は、守秘義務を厳守すべきである 8. 仲裁人の当事者との接触につき、より厳しい基準を適用すべきである 9. CIETAC 職員は仲裁判断草案を書くべきでない 10. CIETAC は反対意見を持つ仲裁人に少数意見を書きせて、それを当事者と代理人に交付すべきである。

国際基準からみて、1, 6, 7, 8, 9 また中国の場合に 2 は重要であり、リヴダール弁護士は、CIETAC には外国語や事案関連知識によるよりも政治的任命と思われる仲裁人が少なくないこと、そういう仲裁人が仲裁判断の作成を職員に頼っているなどの問題を指摘した。研究会参加者の中から、中国が中国国内での ad hoc 仲裁を認めていないこと、ICC 仲裁は、機関仲裁であるにかかわらず ad hoc 仲裁とされてきたとの指摘があり、講師は中国国内での ICC 仲裁が認められれば、中国国内での国際仲裁は大いに増加するであろうとの見解を示した。リヴダール弁護士は高額の仲裁では CIETAC の料金が極めて高いこと、仲裁人報酬が低いことも問題であるとした。CIETAC 仲裁で、審問等の手続にかける時間があまりに短いとの評もある。

このような状況にかんがみ、2005 年頃に予定されている CIETAC 規則の大幅な改訂によって、中国の国際仲裁がどのような前進を遂げるかが注目され、成果が期待されている。 ts

会の歩み 2003 年 10 月～2005 年 3 月

2003 年

10 月 16 日：設立総会/記念シンポジウム、基調講演：青山善充理事・成蹊大学教授「新仲裁法の制定と今後の仲裁実務」

11 月 20 日：研究部会 ADR 分科会：廣田尚久常務理事・大東文化大学教授：最終提案仲裁及び最終提案調停(1)

11 月 29～30 日：(後援)第 2 回インターラッジ・ネゴシエーション・コンペティション、澤田理事長・花水常務理事・グロンディン理事が審査員を担当

12 月 10 日：研究部会：澤田壽夫：仲裁人の倫理

2004 年

1 月 6 日・9 日：野沢法務大臣と澤田が面談。但木法務事務次官を澤田、川村、花水、及川が訪問。協会設立経緯を説明。法人化、能力担保等研修機関指定等につき協力を要請。

1 月 21 日：研究部会 ADR 分科会：廣田尚久：最終提案仲裁及び最終提案調停(2)

1 月 30 日：広報・国際部会：ADR Japan 編集会議：JAA 情報の ADR Japan サイト掲載について

2 月 24 日：企画部会：公開講演会：ダニエル・ワインスタイン(Daniel Weinstein)元判事「どのような仲裁人・調停人教育を行ったらよいか」

3 月 25 日：研究部会 ADR 分科会：廣田尚久・佐藤彰一・中村芳彦：最終提案仲裁及び最終提案調停(3)

4 月 15 日～18 日：(後援)英国仲裁人協会(Chartered Institute of Arbitrators)主催：「仲裁人入門コース」、「特別会員上級コース」

4 月 22 日：(後援)日本商事仲裁協会主催シンポジウム：「新仲裁法と ADR 新時代」：廣田尚久常務理事・中村達也会員・小林正浩会員が講師となる。

5 月 1 日：日本仲裁人協会会報第 1 号発行

5 月 12 日：ユージーン・D・ガランド(E. D. Gulland)弁護士講演会：「商事紛争における国際仲裁—全ての日本企業が知らなければならないこと」

5 月 12 日：研究部会(仲裁分科会・ADR 分科会合同)：園高明会員(東弁)、渡部晃会員(一弁)、出井直樹理事(二弁・基調報告)：「新仲裁法と仲裁機関について(1)－弁護士会仲裁センター」：新仲裁法に伴う問題点、規則の改正などについて研究・討議

5月 27 日：業務・責任分担一覧発効

5月 28 日：第1回通常総会、記念講演：谷口安平顧問・WTO 上級委員「仲裁の活用、WTO の問題」、三木浩一理事・慶應義塾大学教授「UNCITRAL の動向」、懇親会

6月 14 日：大韓仲裁人協会(KAA)洪裕碩理事来訪：JAA/KAA 交流行事協議

7月 1 日：ウイットモア・グレイ(Whitmore Gray)ミシガン大学名誉教授講演会：「国際仲裁において適用される準拠法の具体的な内容」

7月 7 日：研究部会(仲裁分科会・ADR 分科会合同)：松元俊夫常務理事(海運集会所)、中村達也会員(JCAA)、廣田尚久常務理事(建築紛争審査会)：「新仲裁法と仲裁機関について(2)－仲裁機関」：新仲裁法に伴う問題点、規則の改正などについて研究・討議

7月 13 日：第5回常務理事会で会員提案企画実施に関するお願い採択

8月 17 日：協会公式ウェブサイト試験運用開始

9月：西川理事の斡旋による、日本経済団体連合会の経済 Trend9月号掲載のインタビューで、澤田理事長が、民間主導の仲裁・調停を育成する重要性を説き、協会の活動を紹介、企業の協力を期待した

9月 14 日：澤田理事長が経営法友会例会で「国際商事仲裁の現状と展望」と題して講演、協会の設立意義を説明、企業人の協力を要請

9月 14 日：研究部会(仲裁分科会)：「海外会議報告」：松元俊夫常務理事(International Congress of Maritime Arbitrations)、大貫雅晴理事(International Council for Commercial Arbitration)、高桑昭常務理事(International Law Association)：各海外会議での議論の報告と意見交換

10月 21 日：第1回仲裁人研修講座(全10回)開講、講師陣：井原一雄(弁護士、井原法律事務所)、柏木昇(中央大学教授、元三三菱商事法務部長代行)、小杉丈夫(弁護士、松尾綜合法律事務所パートナー)、澤田壽夫(弁護士、ICC国際仲裁裁判所副所長)、田中豊(弁護士、元東京地方裁判所判事)、手塚裕之(弁護士、西村ときわ法律事務所パートナー)、中村達也(国士館大学助教授、日本商事仲裁協会国際仲裁部長)、花水征一(弁護士、ユアサハラ法律特許事務所パートナー)、松元俊夫(日本海運集会所専務理事)

10月 27 日：研究部会(ADR 分科会)：裁判所とは独立した ADR の意義と個別具体的問題点：基調報告：鈴木仁志会員「日本知的財産仲裁センターについて」、司会：大澤恒夫会員

11月 19 日：研究部会(仲裁分科会)：「UNCITRAL」：三木浩一理事(UNCITRALにおける議題の検討)、手塚裕之会員(UNCITRAL Model 法のアジア太平洋各国における受容状況)

12月 1 日：澤田理事長、日本商事仲裁協会がニューヨークで開催したセミナーにおいて、2004 Japanese Arbitration Law – its links with the UNCITRAL Model Law and ADR Law と題して報告

2005年

1月 14 日：第1回仲裁人研修講座：最終回：①模擬仲裁(Mock Arbitration)の実施–国際特許ライセンス契約–論点：暫定保全措置、文書提出命令、保護命令等–、②修了証の授与

1月・2月：商事調停 WG(ワーキンググループ)：調停人養成基礎講座(大阪1月26日～28日、東京：2月7日～9日)

1月 27 日：研究・研修部会合同：山川隆一慶應義塾大学教授、藤田耕三理事、中山慈夫弁護士、宮里邦雄弁護士「労働審判制度」

2月 14 日：研究部会(仲裁分科会)：デイビッド・A・リブダール(D. A. Livdahl)弁護士講演：「中国における国際仲裁」

4月：日本仲裁人協会会報第2号発行
上記のほか理事会・常務理事会・各部会等は、次の通り開催された。事務局に保管されているより詳細な記録の会員による閲覧は可能である。
理事会：2003年10/16、2004年4/23、11/11、常務理事会：2003年11/16、2004年1/14、3/3、5/27、7/13、9/9、2005年1/13、3/10、研修部会：2003年12/5、2004年2/4、4/21、6/16、7/21、9/6、10/14、12/16、商事調停 WG：2003年12/11、2004年1/29、7/30、8/23、10/1、10/26、11/10、11/18、12/10、12/17、2005年1/21、2/21、民事調停 WG：2004年9/24、10/14、11/17、2/22、仲裁練習認定研修課程 WG：11/19、研究部会全体会議：2004年2/6、研究部会(仲裁分科会)幹事会：2004年3/22、2005年1/20、研究部会(ADR 分科会)幹事会、2004年2/25、3/10、4/21、12/10、2005年2/9、企画部会：2004年1/27、2/4、2/24、広報・国際部会：2004年7/8、ウェブサイト運営委員会：10/4、11/2、ADR Japan 編集会議：2004年6/4、9/26、事務局会議、2004年2/5、2/25、3/3、4/8、4/23、5/11、5/27、7/13、9/9、11/11、2005年1/13、2/17